

サン共同通信

2022年 8月号



Topics

お客様インタビュー

『神楽坂うしやま』 牛山靖強様・由佳利様

注目トピック

- | | |
|-------------|---|
| 社保
補助金 | 2022年10月からの健康保険・厚生年金保険の見直し
事業再構築補助金第7回公募開始 |
| 融資 | 毎月の融資情報 |
| 新型コロナウイルス関連 | コロナ状況下の税務調査 |
| 税制 | 青色欠損金の繰越控除と繰戻還付 |



『神楽坂うしやま』

店主・牛山靖強(やすし)様/女将・由佳利様

担当:板橋オフィス 宮本

サン共同を知ったきっかけ

サン共同は、2021年の2月末ごろにネットで検索をしてお問い合わせをさせていただきました。ここに至る経緯としては、2020年4月頃からコロナの影響が出始めまして、半年後の10月には、これまでオフィス街にお店を構えていたところから退去をすることになり、新たな移転先を探していました。

条件は、10名ほどの規模でできる広さと、住宅街であること。

これまでオフィス街で20-30名ほど入る規模でしたが、縮小して経営をしていくことに舵を切りました。

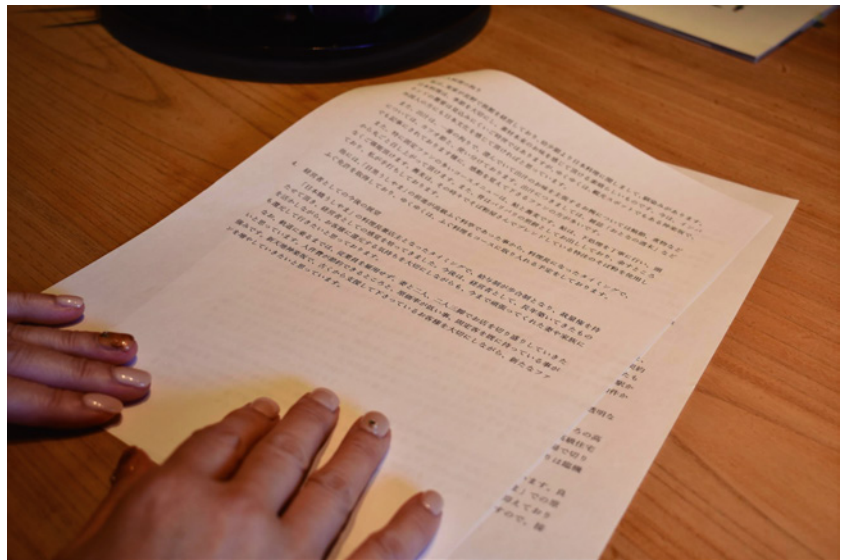
2ヶ月ほど探した2020年12月頃。神楽坂にある今の物件を見つけたのですが、居抜きで元々飲食店が使っていた物件でしたので、すぐにお店を始められると思い、絶対にここがいい!と申込みを決めました。

しかし、とても人気な物件だったことから選ばれるにはまず資金があるかどうか基準になっているとのことでした。当時の私達はすでに預金がほとんどなく…でも、この場所でお店をやりたい!という一心で問い合わせをしたのがサン共同さんでした。

担当者への感想

担当の宮本さんは、初回の面談からとても親切丁寧に話を聞いてくださり、気が沈んでいる私達を励まし続けてくれました。また、創業融資を得るには、事業計画書など様々な書類が必要になりますが、自分たちのお店の特徴などもアピールをしなければなりません。

私自身、数行しか書けないところを宮本先生はA4用紙4枚(写真は実際の書類)に巨り、私達のお店の良さやアピール文を書いてくれました。



金融機関の方からも、見本のような書類ですねと褒めてもらい、私達も宮本さんに出逢えてよかったなと思いました。結果、日本政策金融公庫から希望額満額借入をすることができました。

その後、こちらで税務顧問もお願いすることになりましたが、わからないことなどはチャットワークで質問をさせていただいております。正直、今まで電話で質問をしたりしていたので、慣れるか不安でしたが、細かい質問をしても、スピーディーにお返事をいただけるのと、1聞いたら10返してくれるので安心して税金に関することはおまかせしています。

また、こちらに移転して1年目は、赤字になってしまうだろうと私達は思っていたのですが、協力金のおかげもあり、予想外の利益を出すことができました。

これも、「きちんとお店を回すことができているってことですね。」と声をかけてもらい、頑張ってきてよかったなと思いました。



再出発をし1年。今、思うこと

新しい場所で再出発をし、ありがたいことに徐々に常連のお客様が増えてきました。神楽坂に住む新しいお客様にも出逢えました。

当店は、細い路地にお店を構えているので、どうやってうちを知ってくださったか初回のお客様には聞くようにしているのですが、目の前にあるクリーニング屋さんに行く時に知ってくださる、犬の散歩をしている時に気づいてくださることもあるようです。

神楽坂通り商店街は食べ歩きもできてグルメ好きな方が多く、この街に少しずつ馴染んできてるんだなと1年経った今、前を向いて進んでいけるようになりました。

コロナで飲食業界は沈んでしまうこともありました。当店も、席数を減らし、最初は売上も含めてどうなってしまうのかな…と不安で眠れない日々もありましたが、サン共同さんとの御縁をいただき、頑張ることができています！

お店のご紹介

神楽坂うしやま

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6丁目8-23 2階 3階
アクセス:東西線・神楽坂駅1a 1b出口より徒歩4分

店主の牛山氏は、「目黒うしやま」にて18年間キャリアを築き、その後、独立をして9年間「日本橋うしやま」を営んだ後、2021年5月に「神楽坂うしやま」をオープン。

毎朝、豊洲市場まで出向き、その日一番旬な魚や野菜を厳選。月ごとに変わる季節会席は、食材そのものの魅力を堪能できる。

30年以上のキャリアをもつ店主と、明るい女将に魅了されるファンも多く、常連客同士で「うしやま会」と称し、熱烈なファンから愛され続けている。

■メニュー:

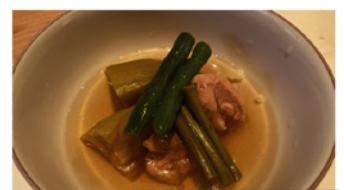
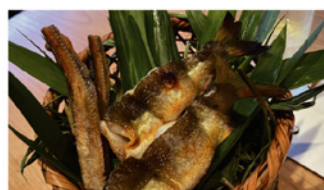
昼席・5品Aコース(3,300円)、7品Bコース(5,500円)、
9品Cコース・ランチドリンク付き(8,250円)
夜席・月替わりのおまかせ季節のコース(8,250円)のみ

■営業時間:

土・日12時~14時30分(最終入店13時)
平日・土・日=17時~22時(最終入店20時)

■定休日:火曜日・第3月曜日

■席数:カウンター=5席、テーブル=3卓、個室=1室





2022年10月からの 健康保険・厚生年金保険の見直し

このコラムを監修した税理士：松橋 良枝

2022年10月から短時間労働者の社会保険の適用拡大等が行われます。
従業員数101名以上の企業の皆様は、事前に①加入対象者の把握、②従業員へのご説明、③届出のご準備をお願いいたします。

1. 短時間労働者の適用拡大

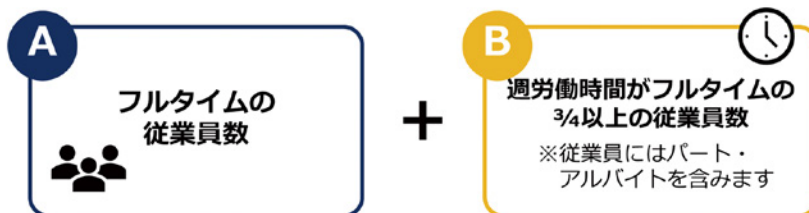
①特定適用事業所要件の見直し

現在、厚生年金保険の従業員数が501人以上の事業所で働く短時間労働者（週20時間以上の労働等、一定の要件を満たす者をいう。以下同じ。）は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となっています。
2022年10月から、従業員数が101人以上の事業所で働く短時間労働者も、健康保険・厚生年金保険の加入が義務化されます。
2024年10月からは、さらに51人以上の事業所で働く短時間労働者も対象となります。

対象となる企業



従業員数は以下のA+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



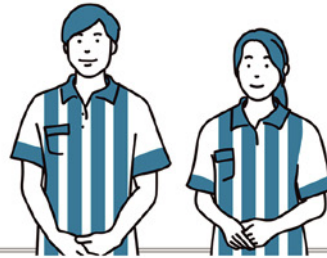
②短時間労働者の勤務期間要件の撤廃

健康保険・厚生年金保険の適用対象となる短時間労働者の要件について、「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。2022年10月から、以下の条件に全て該当する方が新たに適用対象となります。

適用対象の短時間労働者

全ての条件に
該当する方

- ✓ 週の所定労働時間が20時間以上
- ✓ 月額賃金が8.8万円以上
- ✓ 2カ月を超える雇用の見込みがある
- ✓ 学生ではない



社会保険適用拡大ガイドブック(従業員数500人以下の事業主)

▶https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0613.files/jigyounushi_ri-huretto.pdf

2. 被保険者の適用要件(雇用期間が2か月以内の場合)の見直し

2か月以内の期間を定めて雇用される場合は、健康保険・厚生年金保険の適用除外となりますが、2022年10月から、当初の雇用期間が2か月以内であっても、当該期間を超えて雇用されることが見込まれる場合は、雇用期間の当初から健康保険・厚生年金保険に加入となります。

リーフレット

▶https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0613.files/kinmukikan_ri-huretto.pdf



事業再構築補助金第7回公募開始

このコラムを監修した税理士：笠岡 亮介

1. 公募期間

公募開始：令和4年7月1日(金)

申請受付：調整中

応募締切：令和4年9月30日(金)18:00

2. 第7回公募における主な変更点

・「原油価格・物価高騰等緊急対策枠(緊急対策枠)」の創設

原油価格・物価高騰等の、予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている中小企業等の事業再構築を支援するために第7回公募より設けられた応募枠です。

【補助金額】

中小企業者等、中堅企業等ともに

(従業員数5人以下)100万円～1,000万円

(従業員数6~20人)100万円～2,000万円

(従業員数21人~50人)100万円～3,500万円

(従業員数51人~)100万円～4,000万円

緊急対策枠で申請する場合には、足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けていることの宣誓書を添付する必要があります。

【宣誓書イメージ】

▶<https://jigyousaikouchiku.go.jp/download.php>

(売上が減少している場合)

足許で原油価格・物価高騰等の環境変化の影響を受けていることの宣誓書

今般の事業再構築補助金の申請にあたり、以下のとおり、足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響により、2022年1月以降のいずれかの月の売上が2019~2021年同月と比較して10%以上減少していることを宣誓します。

記

1. 足許の原油価格・物価高騰等の環境変化の影響について ※影響の内容について記入してください。

--

2. 売上の減少について

① 2022年1月以降のいずれかの月の売上高

2022	年		月
売上高 (円)			

※比較する月と当該月の売上高を入力してください

② 2019年~2021年の①で記載した月と同月の売上高

	年		月
売上高 (円)			

※比較する年月 (①と同月) と当該月の売上高を入力してください。

(②-①)	÷	②	× 100%	=	売上高減少率 (%)

2022年 月 日

住 所	
名 称	
代表者役職	
代表者氏名	

【その他の変更点等】

- ・ 審査項目の再構築点について、足許の原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響度合いや、感染症等の危機に強い事業であるか等の観点を含めた項目に見直し
- ・ その他一部表現を修正

よくあるご質問内「その他のご質問」No.1より

▶https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/faq_sonota_kaitei_rireki.pdf

3. 今後の動向

令和4年度には第7回公募を含め2回程度の公募が実施される予定です。

サン共同グループでは認定経営革新等支援機関として特別チームを組成し、お客様の事業再構築補助金の申請支援を継続的に行っておりますので、お気軽に担当者までお問合せください。

事業再構築補助金事務局webページ

▶<https://jigyousaikouchiku.go.jp/#c1>

第7回公募要領

▶<https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/koubo007.pdf>

サン共同グループ事業再構築補助金ページ

▶<https://tax-startup.jp/corona/jigyo-saikoutiku/>

新分野展開
業態転換
事業・業種転換
事業再編
に取り組む **中小企業の経営者様**



全国対応

1次で採択された事業計画書のひな型を公開

事業再構築補助金申請を

サポート致します!



代表 税理士 朝倉

成功報酬
5%~

最小 100万円

最大 **1億円**

の補助金が受けられます

中小企業診断士・税理士**20**名在籍、全国**11**拠点



毎月の融資情報

このコラムを監修した担当者:小林 信仁

日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付制度の申込期限を延長

日本政策金融公庫が取り扱う「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度(通称:コロナ融資)」の申込期限が延長されました。

コロナを基因とした追加資金のご相談、リスケジュールなどを柔軟に応じていただけますので、是非ご検討くださいませ。

なお、ご利用には売上減少要件や所定の審査がございますので、予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

日本政策金融公庫 融資関連情報

	前月時点	2022年7月1日時点
創業融資の基準金利	2.31~3.10%	2.32~3.20%
コロナ融資の申込期限	2022年6月30日まで	2022年9月30日まで

コロナ融資とは？

- 借入から3年間は実質無利息、その後も約1.3%の低金利で融資を受けられる制度です。なお、3年間実質無利息の適用を受けるためには売上減少率に別途条件がございます。
- お申込みには直近月の売上と、1~3年前の同月売上を比較して5%以上減少している必要があります。(その他、特例的な比較方法もございます。)



東京信用保証協会 ウクライナ情勢・円安・コロナ等対応緊急融資を創設

東京信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、円安等を発端として事業活動に影響が生じる中小企業者に対し、資金的な支援を行うことにより経営の安定を図ることを目的とした制度を創設いたしました。

金利補助に加えて、負担が大きい信用保証料が全額補助されますので調達コストを大幅に抑えることが可能です。

融資限度額	融資期間	金利	金利メリット	信用保証料メリット
1億円	10年以内	1.5%～2.2%	1年間は金利の1/2を補助	融資額8,000万円以下の場合 全額補助

※ご利用には「最近3ヶ月間の売上実績」又は「今後3ヶ月間の売上見込」が直近同期と比較して10%以上減少していることが要件とされております。

豆知識コラム④:日本政策金融公庫と民間金融機関の創業融資の違い(飲食業・美容室編)

- 飲食店や美容室を開業する際に創業融資を利用する際は、日本政策金融公庫がオススメです。
- 公庫は保健所の営業許可が下りる前に融資を実行することが可能です。民間金融機関は営業許可が下りないと融資を実行できない為、内装工事を先行して行う必要があるのでリスクが伴うことになります。
- 公庫は審査中に先行して支払った設備資金についても融資対象とみなします。民間金融機関の場合は融資対象にできません。融資対象から外された設備資金の分、融資額が減少してしまいます。





コロナ状況下の税務調査

このコラムを監修した税理士：近藤 昂

2022年8月現在においても、まだまだ新型コロナウイルスの新規感染者数が発生しており、終息とは言えない状況が続いております。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、人と人との接触行動が制限されるなか、実地調査を前提とする税務調査にも影響が生じており、2020年は過去最低の税務調査件数となりました。

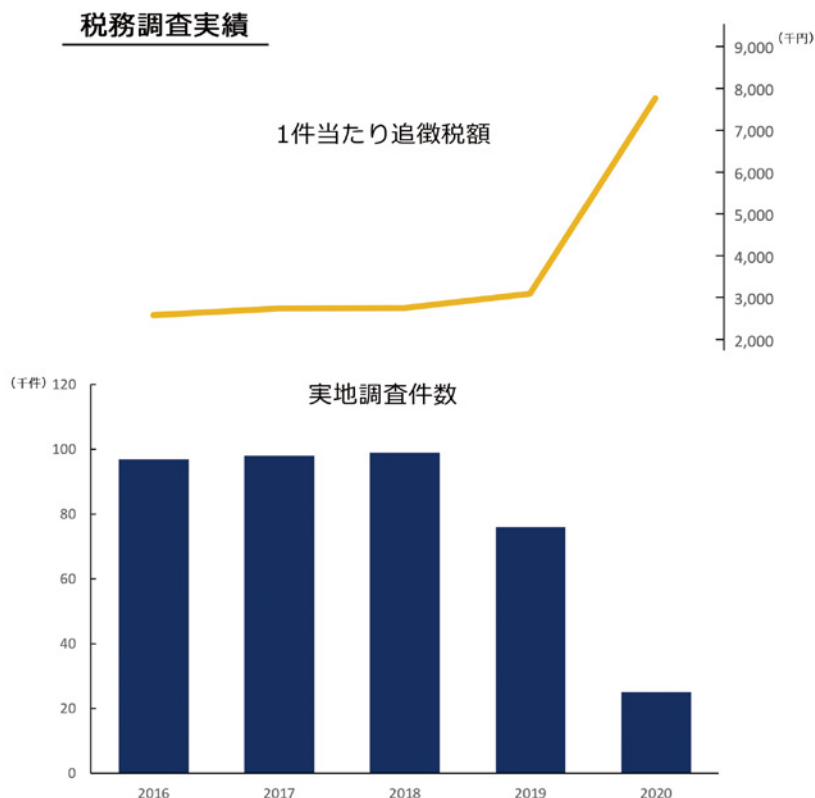
ただし、周りの声を聞いている限りでは、2022年においては、徐々に税務調査が増えており、コロナ前の水準に戻ってきている傾向にあると感じています。

コラムのポイント

- 2020年実地調査件数は前年から約67%減少し、過去最低の調査件数
- 税務調査は量より質にシフトしており、調査1件当たりの追徴税額は前年比249.0%と増加傾向
- 今後の税務調査件数は増加に転ずると考えられる。



1. 税務調査の実地調査件数が67%減少



国税庁が2021年11月に公表した法人税などの税務調査実績によると、2020事務年度の実地調査件数は約25,000件でした。これは2019事務年度の実地調査件数から約67%減少し、過去最低の調査件数となっております。

税務当局による税務調査は、これまで実地調査を前提とする手続きが行われてきましたが、コロナ状況下では新型コロナウイルス感染防止の観点から税務調査官が会社に訪問する従来の調査手法の実施が大きく制限され、調査件数が激減したと考えられます。

一方、税務署において書面や電話による連絡や来署依頼による面接により、納税者に対して自発的な申告内容の見直しなどを要請する「簡易な接触」により、自発的な申告内容等の見直し要請が約68,000件実施されました。

2. 量より質にシフトした調査を実施

項目	2019年	2020年	前年比
申告漏れ所得金額	7,802億円	5,286億円	67.7%
追徴課税	2,367億円	1,936億円	81.8%
1件あたりの追徴課税	3,135千円	7,806千円	249.0%

2020年事務年度においては、あらゆる資料情報と提出された申告書等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算等が想定される法人など、調査必要度の高い法人について実地調査が実施されました。

その結果、申告漏れ所得金額は5,286億円、追徴税額は1,936億円、調査1件当たりの追徴税額は7,806千円となっています。

2019年事務年度の調査1件当たりの追徴税額は3,135千円なので、2020年実績は前年比で249.0%と大幅に増加しております。税務調査が大口・悪質案件をターゲットとしており、量より質にシフトした調査が実施されたといえます。

3. コロナ状況下での税務調査の実施


コロナ状況下では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、業務運営に当たっても3密回避による感染防止策を講じたうえでの税務調査が実施されています。

なお、税務調査官が会社訪問を行う場合には、通常は会社会議室などで資料を確認し、納税者へ質問を行うことで税務調査を実施しており、これはコロナ前の税務調査手法と大きく異なる点はない印象です。

国税庁が発表している調査・徴収事務における感染防止策

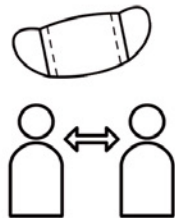
調査・徴収事務担当者は、納税者宅等へ出張する前に、以下の感染防止策を行い、管理者の確認を受けています

- 検温の実施
- 手洗い（手指消毒）の実施
- 咳・発熱等の有無の再確認



出張先では、納税者等の協力を得た上で、以下の感染防止策を行います

- マスクの着用の徹底（納税者等にも協力を依頼）
- 応対時には、一定程度の距離を保ち、会話の際、可能な限り真正面を避ける
- 窓や扉を開け、定期的に換気
- 職員の人数や滞在する時間を可能な限り最小限にする



4. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

これまでは、税務調査での資料提出は手渡し・郵送による提出しか認められておりませんでした。2022年1月以降は税務調査等で提出を求められた資料はe-taxにより提出をすることができます。

e-taxによる資料提出は事前申請は必要なく、電子申告に対応していれば手続き可能ですが、実務の現場ではあまり運用されておらず、依然として手渡し・郵送による提出が原則となっています。

そこで、国税庁は「税務行政の将来像」（平成29年6月公表）を改定し、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション）に取り組んでいく方針を明確にしました。コロナによる非対面・非接触による業務運営が求められるなか、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションはますます加速すると予想されます。

国税庁はデジタル技術を活用して、「申告内容の自動チェック」、「AI・データ分析の活用」、「照会等のオンライン化」、「Web会議システム等の活用（リモート調査）」などのデジタル・トランスフォーメーションを進めていく方針を発表しており、一部はすでに運用が開始しております。

参考:不正発見割合の高い10業種(法人税)

国税庁から「不正発見割合の高い10業種」が発表されております。

例年通り、水商売、現金商売が上位にランクインしています。これらの業種は現金売上の不正が起りやすかったり、正確な経理ができていなかったりする傾向にあるので、税務調査では特に警戒される業種といえます。

順位	業種目	不正発見割合 (%)	不正1件当たりの不正所得金額 (千円)
1	バー・クラブ	53.7	23,857
2	外国料理	52.0	14,323
3	美容	37.5	15,650
4	医療保健	36.7	11,469
5	生鮮魚介そう卸売	36.2	35,927
6	一般土木建築工事	36.0	18,282
7	職別土木建築工事	36.0	18,287
8	中古品小売	33.3	11,508
9	医療関連サービス	33.3	33,200
10	土木工事	33.2	13,939



代表朝倉の twitterアカウントのご紹介



代表朝倉のつぶやき @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!





青色欠損金の繰越控除と繰戻還付

このコラムを監修した税理士：新井 泰

青色申告書を提出した事業年度において、赤字となった場合の欠損金を翌年以降に繰り越せる「青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除」、また、前期に法人税を納付し、かつ、当期が赤字（欠損）であった場合に、前期に納付した法人税の還付を受ける「青色繰越欠損金の繰戻しによる還付」の適用を受けることができます。これら欠損金が生じた場合の2つの制度につき解説します。

1. 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除

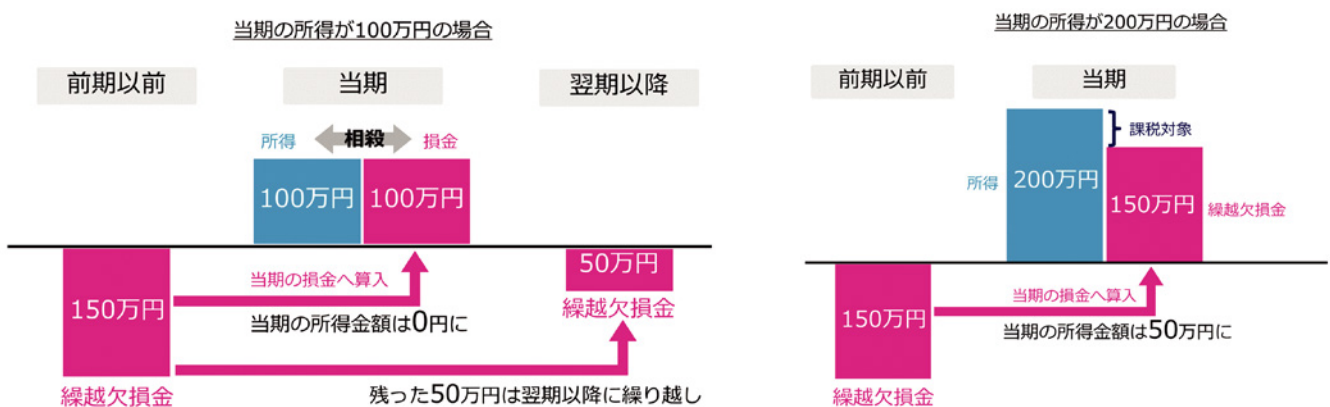
【概要】

法人の青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、その後10年間の各事業年度の所得の計算上損金の額に算入されます。

前期以前10年間の赤字を当期の費用とみなして、当期の黒字と相殺できることとなります。

欠損金とは、法人税を計算する際において、所得が赤字である場合のその金額のことで、法人税法上の赤字を意味します。

例えば、前期以前の繰越欠損金が150万円、当期の所得が100万円の場合には、繰越欠損金150万円のうち100万円が損金の額に算入され、その事業年度の所得金額は0円となり残った50万円は翌期以降に繰り越され、また、当期の所得が200万円の場合には、前期以前の繰越欠損金150万円の全額が当期の損金の額に算入され、 $200万円 - 150万円 = 50万円$ が当期の所得として法人税の課税対象となります。



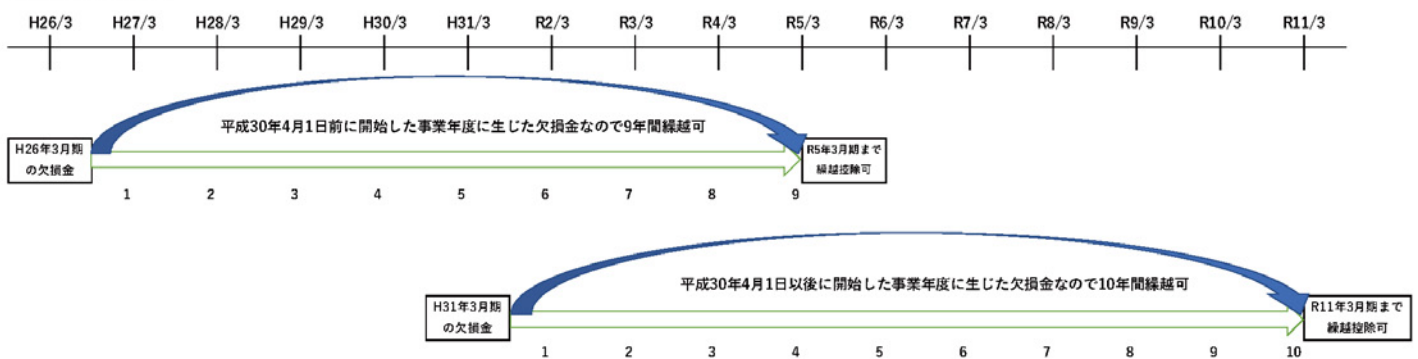
繰越欠損金を利用するメリットは、過去の欠損金（赤字）を当期の黒字と相殺することで、当期の法人税等（法人税・住民税・事業税）を抑えられる事にあります。

【繰越控除可能期間】

繰越控除可能期間は、平成30年4月1日以降に開始した事業年度に生じた欠損金については10年間（平成30年4月1日前に開始した事業年度に生じた欠損金については9年間）となります。

例えば、平成31年3月決算で生じた欠損金は、10年後の令和11年3月決算までの損金の額に算入される（黒字と相殺できる）ということになります。

事業年度 4/1～3/31



【適用要件】

1. 前期以前10年以内の青色申告書を提出した事業年度の欠損金であること
2. 欠損金額が発生した年度以降において、連続して確定申告書を提出していること
3. 帳簿書類等を保存していること

【白色申告法人】

白色申告法人は欠損金を翌期以降に繰り越すことはできませんが、欠損金額が生じた事業年度に青色申告書である確定申告書を提出していれば、その後の事業年度について提出した確定申告書が白色申告書であってもその青色欠損金額については繰越控除の規定が適用できます。

つまり、青色申告書を提出した事業年度の欠損金は、それ以降の申告が白色申告であったとしても、それ以降の損金の額に算入できるということになります。

【中小法人等以外】

※資本金1億円超の法人又は資本金5億円以上の法人の完全支配関係にある法人等

青色欠損金について、資本金1億円以下の中小法人等には欠損金全額の繰越が認められていますが、中小法人等以外の大企業等には損金算入額に上限が設けられています。

中小法人等以外の法人の繰越控除限度額は、欠損金額が生じた事業年度ごとに、繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得に対しそれぞれ次の率を乗じた金額とされています。

なお、平成30年4月1日以降の開始事業年度分については、繰越控除前の所得金額の50%が控除限度額となります。

- (1) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始した事業年度:80%
- (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始した事業年度:65%
- (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した事業年度:60%
- (4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始した事業年度:55%
- (5) 平成30年4月1日から開始事業年度:50%

2. 青色繰越欠損金の繰戻しによる還付

青色申告書である確定申告書を提出する事業年度に欠損金額が生じた場合において、その欠損金額を、その事業年度開始の日前1年以内に開始した、いずれかの事業年度の所得に繰戻し、納付した法人税の一部または全部の還付を請求できるというものです。

還付される金額は下記のとおり計算されます。

$$\text{前期に納付した法人税} \times \left(\frac{\text{当期の欠損金}}{\text{前期の所得}} \right)$$

※前期の所得金額が限度となります

例えば、前期の所得が100万円、納付した法人税が15万円と仮定し、当期の欠損金が100万円であるならば、前期に納付した法人税15万円が還付され、前期の所得が100万円、納付した法人税が15万円、当期の欠損金が50万円であるならば、前期に納付した法人税15万円のうち50万円/100万円の7.5万円が還付となります。

前期が黒字で法人税を納付、当期が赤字で欠損となった場合に、前期の法人税の全部又は一部を返してもらうイメージです。この場合において、返してもらうのは法人税だけであり、事業税や住民税などの地方税は還付されません。

欠損金の繰戻還付の要件は以下となります。

- (1) 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について、連続して青色申告書である確定申告書を提出していること。
- (2) 欠損事業年度の青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出していること。
- (3) 確定申告書と同時に欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出すること。

なお、この制度は、現在のところ、中小企業者等(資本金1億円以下であり、資本金5億円以上の法人の完全支配関係にない法人等)のみの適用になり、大企業等は適用が停止されてます。



拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

沖縄オフィス

〒901-2225

沖縄県宜野湾市宇大謝名215 レキオスクエア 2-D

福岡オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!